

## 議案第71号

### 訴訟上の和解について

前橋地方裁判所令和2年（ワ）第418号国家賠償請求事件について、裁判所の和解勧告により和解をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

渋川市長 高木 勉

- 1 当事者
- 原告 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- 被告 渋川市

## 2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、和解金として100万円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 理由

国家賠償請求事件について和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。

## 1 事件の概要

原告は、平成29年当時、市立学校に在籍していた未成年者である。

本事件は、原告が平成29年6月2日午前10時25分ごろ、市立学校の体育（ソフトボール）の授業中、教育実習生の投げたボールが、原告の右耳及びその周辺に当たったことにより、傷害を負ったとして、本市に対して国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき、損害賠償金82万3934円の支払を求め、令和2年8月28日、前橋地方裁判所に対し、訴えの提起を行ったものである。

この度、同裁判所から和解案が示されたため、これに応じようとするものである。

## 2 訴状の概要

原告： [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

被告： 渋川市

原告の主張： 渋川市には、受け入れた教育実習生を指導、監督等する義務、児童・生徒の生命、身体の安全に対し配慮すべき義務があるため、学校授業中における渋川市の過失によって生じた原告の損害を賠償する責任がある。

請求の概要： 損害賠償金82万3934円及びこれに対する平成29年6月2日から支払済みまで年5%の割合による金員（遅延損害金）の支払

請求の根拠： 国家賠償法第1条第1項に基づく国家賠償責任